

## ■上野のげんばから■

### 相続は慌てず、でも、迅速に相談してください。

とある社会福祉士さんから、お電話をいただきました。

- ・ 担当しているご本人に突然請求書が来ました。
- ・ 母の離婚後何十年も疎遠になっていた父が亡くなったとのことで、父名義の借金を返せとのことでした。
- ・ ご本人が相続人なので、借金を払ってほしいという内容です。
- ・ ご本人はたいへん憔悴しております。どのように動くよいでしょうか。

対応としては、相続の放棄の申述(しんじゅつ)を家庭裁判所に行うことが考えられます。相続の放棄をすれば、父の財産を引き継ぐことはできなくなりますが、借金も引き継がずに済みます。

ただし、相続の放棄は、父の他界を知り自分が相続人になったことを知ったときから3か月以内という制限がありますので、急がれたほうがよいと思います。戸籍を集めるなどご本人が自分で行うことが難しいことがあるかもしれません。本ケースでは相続放棄を説明し、ご本人にすぐに法律相談に行くことを勧めてあげてほしいと回答しました(3か月の期限に間に合わない場合はその期間を延ばすための申立てが可能なことも案内しました)。

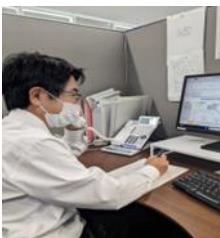
では、このケースを少し変えて、「父が亡くなったことは1年前に知っていたが、借金のあることは知らず、その請求が突然来た」場合は、父の他界を知ってから3か月たったので、もはや相続放棄はできないのでしょうか。これは状況によります。

もしご本人が父の遺産を使っていた場合は相続放棄ができませんし、父の遺産をまったく知らなかった場合は相続放棄ができる可能性があります。ただし、借金のあることを知ったときから3か月以内に相続放棄の申述をしなければなりません。やはり急がれた方がよく、法律相談を勧めてあげてほしいです。

現場で迷われたときは、すぐにホットラインにご連絡をください。

<このお話は実例を参考にしたフィクションです。>

## ■ホットラインご利用のご案内■



当事務所では常勤弁護士が福祉・医療関係のお仕事をされている方々に<sup>1</sup>電話情報提供サービスを行っています。ご本人を支援する方でお悩み<sup>2</sup>がありましたら、ぜひご利用ください(ご担当ケースにおけるご本人のお名前等をお話いただく必要はありませんので、まずはお気軽にお問い合わせください)。

- 利用時間帯平日 10:00~17:00
- お問合せ先電話番号 **050-3383-0202**
- よくあるお問合せ 成年後見制度、相続・遺言、債務整理、生活困窮、離婚、賃貸借トラブル、消費者被害、法テラス利用方法など<sup>3</sup>

<sup>1</sup> ご本人(被支援者様)からの直接のご相談につきましては、法テラス地方事務所にてご予約を承ります。お近くの法テラス地方事務所をお探しの場合は<https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/>をご参照ください。

<sup>2</sup> 最終的にはご本人のために、そのお悩みについて解決の道筋をつけることが目的です。支援者様や支援者様が所属する機関・団体の法務につきましては対応できませんので、予めご了承ください。

<sup>3</sup> ここに掲げたもの以外のお悩みでも、ご遠慮なくお問い合わせください。

地方事務所一覧

日本司法支援センター

法テラス

